

平成 26 年度第 4 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 27 年 3 月 16 日 (月) 午後 2 時開会

2 場 所 長野県住宅供給公社 3 階会議室

3 出席者

【委員】 倉崎委員、原山委員、関委員、三浦委員、吉田委員、井原委員、井沢委員

【事務局 (特定行政庁)】

山田参事兼建築住宅課長、塩入課長補佐兼指導審査係長、政井主任

4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議 (議案第 1 号)

第一種低層住居専用地域における中学校 (体育館) の高さについて (千曲市)

ア 概 要 法第 55 条第 3 項第二号の許可

(建築基準法第 55 条第 3 項第二号の許可の説明)

第 55 条 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可した建築物については、適用しない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	生徒数の増加等により体育館の建て替えを行うことになったということでしょうか。それとも、何かの設備を拡張するために建替えを行うことになったのでしょうか。
特定行政庁	今回の計画では建物自体がかなり古く、耐震性が十分でないなどの理由で、学校の施設全体の建替えを順次進める中での建替えでございます。施設については現在の施設の基準を適用することになりまして、以前の建物は昭和 39 年に建てられたものですので、現行の基準で建替えるところといった規模の大きさになったということです。
委 員	既存の駐車場はなくなりますが、代替の駐車場は確保するのでしょうか。
特定行政庁	今回の計画では新しい駐車場を確保するとは聞いておりません。建替え前は敷地内に 48 台、敷地外に 88 台、計 136 台の駐車可能台数として、建替えによりまして駐車台数が 28 台減りますので、建替え後の駐車台数は 108 台となります。対して先生方が利用される駐車場は 42 台ということですので、建替え後の駐車台数は減ることになりますが、台数的には充足している状況です。
委 員	今回の計画を進めるにあたって近隣の方々に説明を行っていますか。

特定行政庁	こちらの建替え工事は平成 18 年から始まっておりまして、通学をする生徒たちを含め、近隣の方々にも計画の説明を行ってきております。
委員	建替え中には授業で体育館が使えなくなりますが、支障はないのでしょうか。
特定行政庁	周辺にある市の施設を代替え使用することになっております。
委員	この体育館は災害の時の避難所に指定されていますか。
特定行政庁	災害時に対応できるようになっておりまして、避難所の指定になっております。
委員	なぜこの高さに設計したのですか。
特定行政庁	今回の計画ではバレーボールとバスケットボール、あるいはハンドボール等の練習を行いたいという計画です。競技レベルではバレーボールに関しては 12.5m の天井高が必要になるということ、バドミントンでは 12m の天井高が必要になりますが、これらの高さを確保することは難しいことから、競技レベルは目指さないということになります。そこで最低限の高さはどうなるかという判断については、各競技では最低限 7m はないと練習等が難しく、1m の余地を含めること、またバドミントンに関しては高さ確保が特に重要ということもあり、一番低い天井高で 8m の計画をされております。そこから所定の勾配を取っていきますと、高さが 12.8m となるといった細かいところまで詰めた中で、これ以上低くできないといったところを、事前に確認させていただいております。
議長	議案第 1 号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第 2 号）

建築基準法第 43 条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明）

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし